| | |
|---|---|
| 法第六十八条の七十八第一項に規定する買換資産 | 旧効力連結措置法第六十八条の七十八第一項に規定する買換資産 |
| 第四十四項 | 旧効力連結措置法第六十八条の七十九第五項の |
| 第六十八条の七十九第五項の | 、旧効力連結措置法第六十八条の七十九第八項 |
| 、法第六十八条の七十九第八項 | 旧効力連結措置法第六十八条の七十八第一項に規定する買換資産 |
| 法第六十八条の七十八第一項に規定する買換資産 | |

4　改正法附則第六十九条第九項の規定の適用がある場合における新令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

| | | |
|---|---|---|
| 第三十九条の九第一項第二号 | 又は | 若しくは |
| の規定 | | 又は所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第六十九条第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力措置法」という。）第六十五条の九の規定 |
| 第三十九条の九第二項第二号 | 又は | 若しくは |
| の規定 | | 又は旧効力措置法第六十五条の七第一項（旧効力措置法第六十五条の八第七項において準用する場合を含む。）若しくは旧効力措置法第六十五条の七第九項（旧効力措置法第六十五条の八第八項において準用する場合を含む。）の規定 |
| 第三十九条の二十八第二項第二号 | ）又は | ）若しくは |
| の規定 | | 又は旧効力措置法第六十五条の七第一項（旧効力措置法第六十五条の八第七項において準用する場合を含む。）の規定 |
| 第三十九条の二十八第二項第三号 | ）又は | ）若しくは |
| の規定 | | 又は旧効力措置法第六十五条の七第九項（旧効力措置法第六十五条の八第八項において準用する場合を含む。）の規定 |

5　法人の譲渡をした改正法附則第六十九条第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法（以下第七項までにおいて「旧効力措置法」という。）第六十五条の七第一項の表の第二号又は第七号の上欄に掲げる資産が、新法第六十五条の七第一項の表の各号の上欄又は震災特例法第十九条第一項の表の各号の上欄に掲げる資産にも該当する場合における旧効力措置法第六十五条の七第一項若しくは第八項の規定により損金の額に算入される金額の計算については、その譲渡をした資産の全部又は一部は、当該法人の選択により、旧効力措置法第六十五条の七第一項の表の第二号若しくは第七号、新法第六十五条の七第一項の表の各号又は震災特例法第十九条第一項の表の各号のうち、その該当する号のいずれかの号の上欄に掲げる資産にのみ該当するものとして、旧効力措置法第六十五条の七第一項若しくは第九項、新法第六十五条の七第一項若しくは第九項又は震災特例法第十九条第一項若しくは第八項の規定を適用する。

6　法人の取得をした旧効力措置法第六十五条の七第一項の表の第二号又は第七号の下欄に掲げる資産が、新法第六十五条の七第一項の表の各号の下欄又は震災特例法第十九条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産にも該当する場合における旧効力措置法第六十五条の七第一項若しくは第九項、新法第六十五条の七第一項若しくは第八項の規定により損金の額に算入される金額の計算については、その取得をした資産の全部又は一部は、当該法人の選択により、旧効力措置法第六十五条の七第一項の表の第二号若しくは第七号、新法第六十五条の七第一項の表の各号又は震災特例法第十九条第一項の表の各号のうち、その該当する号のいずれかの号の下欄に掲げる資産にのみ該当するものとして、旧効力措置法第六十五条の七第一項若しくは第九項、新法第六十五条の七第一項若しくは第九項又は震災特例法第十九条第一項若しくは第八項の規定を適用する。

7　前二項の規定は、旧効力措置法第六十五条の八第一項の特別勘定の金額若しくは同条第二項に規定する期中特別勘定の金額の計算、新法第六十五条の八第一項の特別勘定の金額若しくは同条第二項に規定する期中特別勘定の金額の計算又は震災特例法第二十条第一項の特別勘定の金額若しくは同条第二項に規定する期中特別勘定の金額の計算及び旧効力措置法第六十五条の八第七項において準用する旧効力措置法第六十五条の七第一項若しくは旧効力措置法第六十五条の八第八項において準用する旧効力措置法第六十五条の七第九項、新法第六十五条の八第七項において準用する新法第六十五条の七第一項若しくは新法第六十五条の八第八項において準用する新法第六十五条の七第九項又は震災特例法第二十条第七項において準用する震災特例法第十九条第一項若しくは震災特例法第二十条第八項において準用する震災特例法第十九条第八項の規定により損金の額に算入される金額の計算について準用する。

8　改正法附則第六十九条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第六十五条の七から第六十五条の九まで（旧法第六十五条の七第一項の表の第十号に係る部分に限る。）の規定に基づく旧令第三十九条の七第一項、第八項、第九項、第十一項から第二十四項まで、第二十八項、第二十九項、第三十一項から第四十二項まで、第四十五項から第四十七項まで及び第四十九項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

| | | |
|---|---|---|
| 第十三項 | 法第六十八条の七十八第三項 | 所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第八十四条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力連結措置法」という。）第六十八条の七十八第三項 |
| 第十五項 | とき（第三十九条の百六第九項前段 | とき（租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百十四号）附則第二十九条第七項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下この条において「旧効力連結措置法施行令」という。）第三十九条の百六第九項前段 |
| | 事業年度（第三十九条の百六第九項前段 | 事業年度（旧効力連結措置法施行令第三十九条の百六第九項前段 |
| 第十八項 | 第三十九条の百六第十二項前段 | 旧効力連結措置法施行令第三十九条の百六第十二項前段 |
| 第二十二項 | 法第六十八条の七十八第四項 | 旧効力連結措置法第六十八条の七十八第四項 |